

楊維楨の傀儡戲論

根ヶ山 徹

楊廉夫 晩年 松江に居り、四妾有り。竹枝、柳枝、桃花、杏花、皆な声楽を能くす。大画舫に乗り、意の之く所を恣にす。豪門巨室、争いて相迎致す。時人 詩有りて云ふ、

竹枝 柳枝 桃杏花、
吹彈 歌舞 琵琶ひを撥く。

憐れむ可し 一たび楊夫子を解せんとせば、
変じて江南の散楽家なと作るを。

と。

楊維楨、字は廉夫、号は鉄崖。晩年には東維子、鉄笛道人とも号した。浙江諸暨の人。元の元貞二年（一二九六）に生まれ、泰定四年（一二三七）、進士に合格し、天台尹、錢清塩場司令、杭州四務提舉を歴任。その間、杭州、湖州、蘇州、松江と移り住み、自適の生活を送った。明の洪武二年（一二六九）、太祖朱元璋に召されたが、出仕を拒絶。翌年（洪武三年〔一三七〇〕）、七十五歳で卒した。

『明史』卷二八五の本伝には、松江に移居して後の生活について次のよう記している。

居を松江の上に徙してより、海内の薦紳大夫と東南才俊の士と、門に造り履を納ること虚日無し。酒 酣にして以往、筆墨横飛す。或いは華陽巾を戴せ、羽衣を披て船屋上に坐し、鉄笛を吹いて、梅花弄を作す。或いは侍兒を呼びて白雪の辞を歌わしめ、自ら鳳琶に倚りて之に和す。賓客 皆な躊躇して起ちて舞い、神仙中の人かと以為えり。

「白雪の辞を歌わせた侍兒」とは、樂班を組織していた楊維楨の妾のことである。明・瞿佑『帰田詩話』卷下「香奩八題」には次のように言う。

楊維楨は樂班を組織していくだけではなく、自ら鉄笛を吹き、琵琶を弾じた。そして至正六年（一二四六）に「優戯錄序」（『東維子文集』卷之十二）、至正七年（一二四七）に「周月湖今樂府序」（同上）、至正十二年（一二五二）に「沈氏今樂府序」（同上）、至正二十六年（一二六六）に「朱明優戯序」（同上）を著していることからすれば、演劇にもある程度の関心を抱いていたようである。これらには、いずれも戯曲の内容、とりわけその社会的効用を重視した見解が示されている。なかでも、「朱明優戯序」は、現存する限りにおいて傀儡戯を論じた恐らく中国初の文章であり、極めて貴重である。そこで本稿では、「朱明優戯序」を取りあげ、その内容について検討を加えるとともに、楊維楨の戯曲観についても明らかにしようとするものである。

二

「朱明優戯序」は至正二十六年三月二十三日の作である。冒頭の一段では十六種の百戯を列挙する。

* 山口大学大学院東アジア研究科

百戲有魚龍・角觝・高綱・鳳皇・都盧・尋橦・戲車・走丸・吞刀・吐火・扛鼎・象人・怪獸・舍利・潑寒・蘇木等伎。而皆不如俳優侏儒之戲、或有關於諷諫、而非徒為一時耳目之玩也。

百戲に魚龍・角觝・高綱・鳳皇・都盧・尋橦・戲車・走丸・吞刀・吐火・扛鼎・象人・怪獸・舍利・潑寒・蘇木等の伎有り。而して皆な俳優侏儒の戲の、或いは諷諫に關わる有りて、而も徒に一時耳目の玩を為すのみに非ざるに如かざるなり。

」に列挙される百戲の詳細は以下のとおりである。

「魚龍」・「角觝」・「都盧」は、『漢書』卷九十六下「西域伝」論贊に見える。後漢の明帝の永平十七（七十四）年、西域諸国が子を遣わして入侍させ、後漢が都護を設置した時に書かれたものである。

酒池肉林を設け以て四夷の客を饗し、巴渝都盧・海中燭極・漫衍・魚龍・角抵の戲を作さしめ以て之を觀視す。

「魚龍」について、顏師古の注に次のようにある。

魚龍は、舍利の獸為り、先づ庭極に戯し、畢れば乃ち殿前の激水に入り、化して比目の魚と成り、跳躍して水を漱む。霧を作りて日を障ぎ、畢れば、化して黃龍八丈と成り、水を出でて敖えて庭に戯し、日光を炫耀す。『西京賦』に「海鱗變じて龍と成る」と云うは、即ち此を為す色なり。

この説明からすると、「魚龍」とは魚や龍に変化する獸の模型を用いたものであつたろう。また、顏師古が引用する張衡『西京賦』（文選

卷二）は、「曼延」について述べた箇所である。

巨獸百尋、是を曼延と為す。神山 崔巍として、欵ち背より見ゆ。

熊虎 升りて擎攫し、猿狽 超えて高援す。怪獸 陸梁し、大雀
跋蹠たり。白象 行々孕み、垂鼻 鰐困たり。海鱗 変じて龍と成り、状 蜘蠺として以て蟠蟲たり。

「曼延」と「魚龍」は同質の内容であつたか、もしくは陸上で行われるものと「曼延」、水中で行われるものと「魚龍」と呼んだものかと思われる。

「角觝」は、『漢書』卷六「武帝本紀」にも見える。

（元封）三年（前一〇八）春、角抵戲を作し、三百里の内 皆な観る。

この一文には次のように注される。

應劭曰く、「角は、技を角うなり。抵は、相抵触するなり」と。

文穎曰く、「此の樂に名づけて角抵と為す者は、兩両相当たりて力を角い、技芸射御を角う、故に角抵と名づく、蓋し雜技の樂なり」と。

顏師古は、文穎の説を支持し、次のように言う。

師古曰く、「抵は、當たるなり。抵触を謂うに非ず。文説是なり」と。

つまりは相撲やレスリングの類であり、同時に演奏される音楽をも「角觝」と称したのである。

「都盧」は、上掲『漢書』卷九十六下「西域伝」の注において、晉灼は國名であるとし、李奇は同国人が身軽であつたと言う。

晉灼曰く、「都盧、國名なり」と。李奇曰く、「都盧、体軽く善く縁る者なり」と。

張衡『西京賦』には、「都盧、橦に尋る」とあるように、後に輕業を

意味するようになったようである。下に見える「尋橦」と同義で、爬竿戯、つまりはさお登りのごとくである。

「高絶」は不詳。

「鳳皇」は、「魏書」卷一〇九「樂志」に見える。

（天興）六年（四〇三）冬、太樂・總章・鼓吹に詔して雜伎を増修し、五兵・角觴・麒麟・鳳皇を造り……、以て百戯に備えしむ。

この記事からすると、「鳳皇」とは百戯に用いる用具で、鳳の形をしていたと考えられるが、実演がどのようなものであったかの詳細は不明である。

「尋橦」は、上掲の「都盧」のことを指すと思われる。

「戯車」は、「漢書」卷四十六「衛綰列伝」に次のように見える。

衛綰、代々大陵の人なり、戯車を以て郎と為り、文帝に事う。

顏師古の次の注によれば、車上で演技を披露する雜技ではないかと考えらえる。

戯車、今の弄車の技が若きなり。

「走丸」は、不詳。

「吞刀」・「吐火」は、「史記」卷一二三「大宛列伝」の顏師古の注に次のように言う。

今之呑刀・吐火・殖瓜・種樹・屠人・截馬の術皆な是れなり。

張衡「西京賦」にも、「刀を呑み火を吐き、雲霧杳冥たり」とある。

ように、「呑刀」は刀剣を呑みこむ奇術のごとき技、「吐火」は口に油を含んで炎を吐き出す技であろう。

「扛鼎」は、「史記」卷二一八「淮南衡山列伝」に次のように言う。

厲王材力有り、力能く鼎を上げ、乃ち往きて陽侯に辟されんことを請う。

また、張衡「西京賦」には、「烏獲鼎を扛ぐ」とあって、古の怪力の持ち主である烏獲の名前があげられる。要するに、力わざであつたらう。

「象人」は、「漢書」卷二十二「礼樂志」に見える。

常に象人四人を従う。

孟康、韋昭の注は次のようにある。

孟康曰く、「象人、今の戯鰐魚師子の若き者なり」と。韋昭曰く、「仮面を著くる者なり」と。

この一文は鄭・衛の声が興起してきたことを厭う哀帝が、宮中の楽人の配置換えを命じた詔に対し、丞相孔光・大司空何武が上奏した一文に見えるものである。このことから、「象人」とは、漢代の宫廷における芸人のごとくであり、韋昭の言うように仮面を着けて芸を披露するのかかもしれない。

「怪獸」は不詳。

「舍利」は、「後漢書」卷五「安帝本紀」（延平元年〔一〇六〕）の注に引用される「漢官天職」に次のようにある。

舍利の獸 西方より來り、庭に戯る。前殿に入り、水を激して化して比目の魚と成り、水を嗽みて霧を作り、化して黃龍と成る、長

八丈、水を出でて邀えて庭に戯れ、日光を炫耀す。

前掲の「魚龍」に関する顏師古の注と重複するが、その真偽のほどは定かではない。「舍利」は「魚龍」と同様に獸の模型を用いたものであつたか。因みに、張衡「西京賦」には、「舍利 魁魁し、化して仙車と為る。四鹿に驅ね駕して、芝蓋の九葩あり」とある。

「濱寒」は、唐の中宗期に行われていた百戯である。「旧唐書」卷九十七「張說列伝」によれば、則天武后的末年から行われていたごとくであ

る。

則天の末年より、季冬、激寒胡戲を為す、中宗嘗て樓に御み以て之を觀る。是に至りて、蕃夷の入朝するに因りて、又た此の戯を作す。

その内容については、同じく「張説列伝」に見える。

激寒胡は未だ典故を聞かず、裸体跳足、盛德何んぞ觀ん。水を揮い泥を投げ、失容斯れ甚だし。

胡戯と称することから、西域伝來の百戯であろう。冬、裸体で舞い、それに觀客が水をかけ泥を投げたのではないか。恐らく音樂の伴奏もあつたであろう。尚、『旧唐書』卷八「玄宗本紀」によれば、開元元年（七一三）には禁止された。

「蘇木」は蒙古語で、「箭」の意。詳細は不詳。

これら數多の百戯は、「俳優侏儒の戯」が「一時耳目の玩」を為すだけではなく、「諷諫に關わる」ものであるのには及ばないと述べる点は注目に値しよう。後述するように、戯曲に諷諫の効能を認める見解は、楊維楨独自の演劇論なのである。

而成劇者也。

窟礎家は偃師の穆王に獻ぜし伎より起こり、漢の戸牖侯之を祖とし、以て平城の圍みを解く。機闇を運らし坤間に舞わしめ、関支以為えらく生ける人なりと。後翻つて信は戯具なりと為す。其の歌舞を引くも、亦た吻角叱咤の声を借るに過ぎざれども、未だ引くに人音を以てし、嬉笑怒罵に至り、五方の音を備へ、演じて諧譚囁々を為して劇を成す者有らざりしなり。

「偃師の穆王に獻ぜし伎」とは、周・列禦寇『列子』湯問第五に見え、偃儡の起源についての最古の記録のことである。

周の穆王西に巡狩して、崑崙を越え、弇山に至りて反還る。未だ中国に及ばざるに、道に工人の偃師と名づくるを獻ずる有り。穆王之を薦め、問いて曰く、「若何の能か有る」と。偃師曰く、「臣唯だ命の試みる所なり。然れども臣已に造る所有り、願わくは王先づ之を觀よ」と。穆王曰く、「日に以て俱に来れ、吾若と俱に之を觀ん」と。日を越えて偃師王に謁見す。王之を薦め、曰く、「若与に偕に來たりし者何人ぞや」と。対えて曰く、「臣の造る所の倡を能くする者なり」と。穆王驚きて之を視るに、趣歩俯仰、信に人なり。巧夫其の頤を鎮かせば、則ち歌いで律に合す。其の手を捧ぐれば、則ち舞節に應ず。千変万化、惟だ意の適く所なり。王実の人なりと以為い、盛姫・内御と並び之を觀る。技將に終わらんとするに、倡者其の目を瞬きて王の左右の侍妾を招く。王大いに怒り、立に偃師を誅せんと欲す。偃師大いに憚き、立に倡者を剖散し以て王に示すに、皆な革・木・膠・漆・白・黒・丹・青を傅会して為る所なり。王諦らかに之を料る。

三

続く一段では、傀儡戯の淵源に触れつつ、当代の上演における難点に言及する。

に、内は則ち肝・胆・心・肺・脾・腎・腸・胃、外は則ち筋骨・支節・皮毛・歯髪、皆な仮物にして、而も畢く具へざる者無し。合会せば復た初めに見たるが如し。王 試みに其の心を廢すれば、則ち口 言う能わず。其の肝を廢せば、則ち目 視る能わず。其の腎を廢せば、則ち足 歩む能わず。穆王 始め悦びて歎じて曰く、「人の巧みなるは乃ち造化者と功を同じうす可きか」、と。貳車に詔して之を載せて帰る。夫の班輪の雲梯、墨翟の飛鳶、自ら能の極と謂うなり。弟子東門賈・禽滑釐 傾師の功を聞き以て二子に告げ、二子 終身 敢えて芸を語らず、而も時に規矩を執るのみ。

この説話は、文中の「弇山」「盛姫」などの地名・人名が『穆天子伝』をふまえたものであること、傾師が墨翟や班輪（公輸班）と同時代人とされていることから、少なからぬ虚構と誇張があることを指摘されけれども、ともあれ『列子』の時代にこの事実が存在したことは否めない。

続く「漢の戸牖侯 之を祖とし、以て平城の囲みを解く」の一段は、次の唐・段安節『樂府雜錄』「傀儡子」所掲の故事である。

(傀儡子は) 漢祖より起る。平城に在りしどき、冒頓の囲む所となる。其の城の一面は即ち冒頓の妻閼氏、兵は三面に強し。墨中絶食す。陳平 閼氏の妬忌を訪ね知り、即ち木偶の人を作り、機関を運らし、陣間に舞わしむ。閼氏 望見し、謂えらく 是れ生ける人なりと、其の城を下さば、冒頓 必ず妓女に納ると慮り、遂に軍を退かしむ。

漢の高祖が平城で匈奴に包囲された際の、單于の夫人閼氏の嫉妬心にかりた、陳平のいわゆる六出奇計の一であるけれども、いかにも荒唐無稽な内容であつて、にわかには信を措きがたい。『漢書』卷四十「陳平

列伝」に、「陳平、陽武戸牖郷の人なり」とあることから、楊維楨のいう戸牖侯が陳平を指すことに間違いは無い。ちなみに戸牖は、『春秋左氏伝』哀公十三年の伝に附される杜預の注に「戸牖、陳留外黄県の西北東昏城 是なり」とあり、今の河南蘭考県の一帯。閼支は閼氏の筆誤であろう。

「其の歌舞を引くも」以下は、当代の傀儡戯の実演に関して苦言を呈したものである。すなわち、現行の傀儡戯は口先で出した声に借りて人形を操るのみで、人間の声で喜怒哀楽を表わしたり、各地の方言を交えて滑稽諧謔を弄することがないと言うのである。

四

最後の一段は楊維楨が実見した傀儡戯についての記述である。

玉峰朱明氏世々窟窿家、其大父応眞首駕前。明手益機警、而弁舌歌喉又悉与手応、一談一笑真若出於偶人肝肺間、觀者驚之若神。松帥韓侯宴余偃武堂、明供群木偶、為尉遲平寇・子卿還朝、於降臣民辟之際、不無諷諫所係、而誠非苟為一時耳目玩者也。韓侯既賚以金、諸客各贈之詩、而侯又為之乞吾言以重厥伎、於是乎書以遺之。時至正二十六年三月二十有三日。

玉峰朱明氏 世々窟窿家に習い、其の大父応眞首を駕前に併ぶ。明が手は機警を益し、而も弁舌歌喉 又た悉く手と応ず。一談一笑真に偶人の肝肺の間より出づるが若し、觀る者 之に驚くこと神の若しことす。松帥韓侯 余が偃武堂に宴し、明 群木偶を供し、尉遲平寇・子卿還朝を為す。降臣民辟の際に於いて、諷諫の係わる所無

くんばあらず、而して誠に苟も一時の耳目の玩を為す者のみに非ざるなり。韓侯既に賣うに金を以てし、諸客各々之に詩を贈り、而も侯又た之が為に吾に言を乞い以て厥の伎を重んず、是に於いてか書して以て之に遺る。時に至正二十六年三月二十有三日。

「玉峰朱明氏」、「大父応」は不詳。

「首を駕前に俳ぶ」の「俳」については、前掲『梁府雜錄』「傀儡子」に、「凡そ戯場は必ず俳兒の首に在るなり」とあり、「説文解字」八篇上「人部」に、「俳は戯なり」とあることから、あるいは人形を指すものかも知れない。

因みに、朱明の上演した傀儡戯が、どのような形式のものであったのか、この文章からは詳らかにし得ない。因みに、北宋の崇寧（一一〇二～一一〇六）・大觀（一一〇七～一一一〇）年間にあつては、首都汴京の勾欄において「杖頭傀儡」「懸糸傀儡」「薬發傀儡」の三種が演じられていた。汴京の繁盛記とでも言うべき孟元老『東京夢華錄』卷之五「京瓦伎芸」の条には次のようにある。

「杖頭傀儡」は、任小三が毎日五更（午前四時ごろ）に初回の小雜劇を演ずるが、ちょっと遅れて行くと見られない。「懸糸傀儡」は、張金線。李外寧の「薬發傀儡」。

南宋においても同様であり、南宋の首都臨安の賑わいぶりを記した吳自牧『夢粱錄』卷二十「百戯伎芸」によれば、傀儡戯は恋愛・靈怪・戦記・裁判物・歴史物など種々の脚本にもとづいて上演されていたことが明らかである。

さて傀儡は、烟粉、靈怪、鉄騎、公案、歴史物では歴代の皇帝や臣下の物語を演じ、その台本は史談を材料に使い、あるいは雑劇や

崖詞のように仕立てる。懸線傀儡は陳平の六奇解圍の故事より起る。現代では金線の盧大夫、陳中喜らが、他にない迫真的至芸をみせ、かねて火薬仕掛けの者は絶佳である。また杖頭傀儡は、劉小僕射など何人かが優れている。たいてい巨靈神や朱姬大仙などが登場し、作り話が多い。次に水傀儡は、姚遇仙、賽宝哥、王吉、金時好らがいて、さまざまに憐憫の表現を演じる。

この他、西湖老人『西湖老人繁勝記』、周密『武林旧事』卷六「諸色伎芸人」をも勘案すると、南宋には「懸線（懸糸）傀儡」「杖頭傀儡」「水傀儡」「薬發傀儡」「肉傀儡」が存在したようである。

「松帥韓侯」は不詳。

「尉遲平寇」は、尉遲敬德（恭）が突厥を平定する内容であろう。唐封演『封氏聞見記』卷第六「道祭」には、葬送の場面で尉遲恭と突厥の將、項羽と漢の高祖の鴻門の会が演じられたことを記録する。

大曆中、太原節度辛景雲の葬日、諸道の節度使・人をして范陽の祭を修めしむ。祭盤 最も高大為り。木を刻みて尉遲鄂公 突厥鬪将の戯を為すに、機關の動作、生けると異ならず。祭訖り、靈車過ぎんと欲するに、使者 請いて曰く、「対數 未だ尽きず」、と。又た車を停め、項羽と漢高祖の鴻門に会するの像を設け、良久しうして乃ち畢る。

「子卿還朝」は、武帝の天漢年間、匈奴に十九年間幽置された蘇武が、昭帝の和親によって帰還できたといった類の話であろうが、詳細は不詳。「降臣民辟の際」の「辟」字は、あるいは「所」字の誤記かもしれない。そうだとすれば、「臣を民間に降す際に」という意味になるが、その場合、尉遲敬徳や蘇武の話が諷諭に関わることになるのかどうか、検討を要しよう。

いずれにせよ、朱明の上演した傀儡戯が、尉遲敬徳や蘇武といった歴史上の人物が登場する、ストーリーを有した内容であったことは注目に値しよう。更に、ここで再び「尉遲平寇」「子卿還朝」が「諷諫」に係り、「一時の耳目の玩を為す者」でない、と言つてゐることも看過できない。

五

ここで、冒頭の一段末尾に言う「俳優侏儒の戯、或いは諷諫に關わる有り、而も徒に一時耳目の玩を為すのみに非ざるを知らざるなり」、及び末尾の一段に言う「明群木偶を供し、尉遲平寇・子卿還朝を為す、降臣民辟の際に於いて、諷諫の係わる所無くんばあらず、而して誠に苟も一時の耳目の玩を為す者のみに非ざるなり」について、楊維楨の他の文章からも内容を検討してみたい。

至正六年の「優戯録序」は、雑劇作家王暉の『優戯録』の序文である。王暉、字は日華、号は南齋。杭州の人。生卒年は不詳。『桃花女破法嫁周公』雑劇一種のみが現存する。

侏儒奇偉の戯は、古の忘国の君より出づ。春秋の世、大諸侯を陵轢す。後代文義を離析し、聖人の言を侮りて劇を為すに至りては、蓋し誅絶の法に在り。而も太史公滑稽者の為に伝を作り、其の談（原作「謹」）言微中を取るは、則ち世道を感じしむること深し。錢唐の王暉歴代の優辞の世道に關わり有る者を集む。楚国の人優孟より而下、金人の玳瑁頭に至るまで、凡そ若干条。太史公の旨は、其れ中に槩べる者有るか。予聞く仲尼諫の義に五有るを論じ、始めは「諷諫」と曰い、終わりは「諷諫」と曰い、且つ「吾は

諷に從わんか」と曰うを。蓋し一諷の效もて一言の中に從容し、而も龍逢・比干の良臣と称せらるるを獲ざる者の及ばざる所なり。優の諷を寓する者を觀ば、漆城・瓦衣・雨稅の類の如きは、皆な一言の微にして、回天倒日の力有り、而も牽裾・伏蒲の勃を煩わすこと勿きなり。則ち優戯の伎、誅絶に在りと雖も、而も優諫の功、豈に少く可けんや。他の安金藏の腸を剝り、申漸高の鳩（原作「醜」）を飲み、敬新磨の勉めて疲労を戮さしめんとし、楊花飛（原作「楊花之飛」）の乱主を治に易えしめんとするが如き、君子の論、且つ台官は伶官に如かずと謂える有り。其の錫教獮猴（原作「彌侯」）に及ぼし、其（原作「具」）の死を愁うるを解するに至るや、以て二君に北面する者を愧ずかしむるに足る。則ち世を憂うる君子能く此に口惜かずんばあらず。故に吾暉の編に於いて叙の此の如きを為り、覧る者をして徒に軒渠一嘆の助を為すのみにあらず、則ち暉の感を知るは、太史氏の感なるか。至正六年秋七月、序。

王暉撰『優戯録』には楚の優孟から金の玳瑁頭に至るまでの優人の言辞が記録されているようであるが、今は逸して伝わらない。

先ずは優旃・谷那律・申漸高の行為は、愍懷太子・史丹ほど切迫しておらず、「一言の微」の域を出ないと言う。優旃は漆城を思いとどまるように秦の二世を諭し（『史記』卷一二六「滑稽列伝」）、谷那律は唐の太宗に狩獵を想いとどまらせようと瓦衣を進め（『旧唐書』卷一八九「谷那律列伝」）、申漸高は南唐の李昇に無用の課税を止めさせた（馬令『南唐書』卷一十五「談諧傳・申漸高」）。愍懷太子は晋の武帝が宮中の失火見物をするのを押しとどめ（『晋書』卷五十三「愍懷太子列伝」）¹⁰、史丹は漢の元帝の寢室に入りこんで皇太子の廢嫡を取りやめさせた（『漢書』卷八十二「史丹列伝」）¹¹。

ところが続けて列挙される安金藏・申漸高・敬新磨・楊花飛の例について、『優諫の功、豈に少く可けんや』とあるように、まさしく優伶の諫言が不可欠であつたと言うのである。優人安金藏は武則天の時代にて謀反の嫌疑をかけられた李丹を救うために割腹し（『旧唐書』卷一八七上「安金藏列伝」）¹²、伶人申漸高は南唐の李昇を救うために身代わりとなつて服毒し（馬令『南唐書』卷二十五「談譜伝・申漸高」）¹³、伶人敬新磨は狩獵を好んで民田を荒らす後唐の莊宗を諫めた県令を助け（『新五代史』卷三十七「敬新磨列伝」）¹⁴、樂工楊花飛は宴樂に耽つて国事を顧みない南唐の李璟を諫めた（鄭文宝『南唐近事』）¹⁵。

「台官は伶官に如かず」とは、優伶の存在意義の再認識であり、その諷諫の効能を高く評価した言説なのである。

尚、「獮猴云々」とは唐の昭宗に供奉し「孫供奉」の号を賜つた獮猴が、帝位を篡奪した朱温に抗つて殺され、唐と後梁の兩朝に仕えた群臣を恥じ入らせたという逸話に基づく（『錦繡万花谷』前集卷三十七所引『幕府燕談』）¹⁶。

これとは別に、勸懲作用について述べたものも存する。至正十二年の「沈氏今樂府序」がそれである。ここに言う今樂府とは、當時盛行した雜劇を指す。

其の声文に於いては君臣・夫婦・仙釀氏の典故を綴り、以て人の視聽を警め、痴兒女をして古今の美惡成敗の勸懲（原作「觀懲」）有るを知らしむるは、則ち閔（漢卿）・庾（天錫）氏の伝奇の変より出づ。……楊（果）・盧（摯）・滕（斌）・李（洞）・馮（子振）・貫（雲石）・（司）馬（九臯）・白（貢）、皆な一代の詞伯にして、而も是に游ばざること能わず、声調に依比すと雖も、而も其の格力は雄渾正大、伝うるに足る者有り。邇年以來、小葉俳輩の類 今樂を

以て自ら鳴り、往往にして街談市諺の陋に流れ、漁樵・欸乃の如かかる者有り。吾 又た十年二十年の後、其の変じて何如と為るかを知らざるなり。

関漢卿・庾天錫の作品以降、雜劇の勸懲作用を見いだした楊維楨は、巷間の説書にもまた同様の効能のあることを指摘する。

「送朱女士桂英演史序」（『東維子文集』卷之六）は、至正丙午（二十六年）春一月、杭州に遊び、舟中で朱桂英の説書を聴いて書かれたものである。朱氏 名は桂英、家は錢唐に在り、世々衣冠の旧族為り。善く稗官小説を記し、史を三国・五季に演ず。因りて舟中に延致し、予が為に「道君良獄」及び「秦太師」の事を説かしむ。座客（原作「座客」）耳聟を傾け、其の腹笥に文史有り、烟花脂粉無きを知る。予之を奇とし、曰く、「英をして思陵太平の朝に遇わしむれば、張史・陳陸史が輩の如く、典故に談通し、禁壇に入登して、豈に久しく瓦市の間に居らんや。忠を曰い孝を曰いて、經史を稠人広座の中（原作「広中」）に貫穿し、亦た以て薄俗を敦勵す可きは、財に吾がこと徒だ儒丈夫と号するのみの者、如かざると為すのみ」、と。

「薄俗を敦勵す」という言辞が見えるように、説書にも教化の効用を認めていたのである。

六

元は雜劇が盛んに行われた時代であつて、演劇に言及した詩文の数も例えば胡祇遹（一二三七—一二九五）は「優伶趙文益詩序」（『紫山大全集』卷八）において、旧套に拘泥しない新奇な上演を要求した。

新巧を以て拙きに易え、衆人の意はず、世俗の未だ嘗て見聞せざる者を出だせば、一時の観聽する者 多く愛悦す。

また周徳清（一二七七—一三六五）は『中原音韻』「作詞十法」において、曲辞と曲律の諸美を唱えた。

凡そ樂府を作るに、古人云う、「文章有る者 之を樂府と謂う」、文飾無き者の如きは之を俚歌と謂い、樂府と共に論ず可からざるなり。又云う、「樂府を作るに切に音律を傷ましむ有るを忌む」、と。

楊維楨の「諷諫」、「勸懲」を尊崇する見解は、胡祇遹や周徳清が上演や創作の上で技巧的な問題に終始するのとは趣向を異にし、内容に踏み込んだ議論であることは言うまでもない。

実際に楊維楨の演劇に対する関心がどの程度のものであつたのか、劇作に従つた人物ではないので必ずしも明らかではない。しかしながら、上掲の文章からすれば、演劇などによつて諫言したり、腐敗を抉つたりする、いわゆる諷諫、また勸懲といった教化作用に興味を抱いていたことは確かである。なかでも「朱明優戯序」に言う傀儡戯は、大がかりな道具立てや、多くの演者を要せずに、上演内容を観客の心中に容易に刻み込むことができたはずである。当時の傀儡戯の脚本は現存しないけれども、劇中で世情を揶揄したり、笑いを誘つたりしながら、時勢を諷刺し、あるいは観客を教え導くものもあつたであろう。かくして楊維楨は簡便ながら諷諫に十分な効果を得られる傀儡戯に着目したのではない。

このことが楊維楨の生きた元朝の衰落期という時代と関係するか否かは軽々には論じられないけれども、少なくとも演劇に「諷諫」、「勸懲」といった効能を見いだし、その重要性を強調している点は、やはり特筆すべきであろう。

尚、演劇が諷諫、教化に有用であるとの説は、続く明代では王陽明、何良俊、湯顯祖、陶奭齡に見える。王陽明は愚民百姓を教化する手段として戯曲に注目し（『伝習録』卷下）、何良俊は刑政の弛緩を憂え、憲宗に芝居を獻じた優人阿丑に諷諫の意を見いだし（『四友齋叢說』卷之十「史六」）、湯顯祖は演じられる内容が觀客にさまざまな感興をもたらしえることから、戯曲が教化の効用を有すると言い（『玉茗堂全集』・文七、「宜黃県戯神清源師廟記」）、陶奭齡は民衆に因果応報を知らしめすことにおいて戯曲は有用であると説いた（『小柴桑喃喃錄』卷上）のである。

1 百戯については、榎一雄氏「黎軒・条支の幻人」（『榎一雄著作集』第四巻「東西交渉史I」、汲古書院、一九九三。原載『季刊東西交渉』第二卷第一—四号、一九八三）に詳しい。

2 福永光司氏『列子』（平凡社、東洋文庫五三四、一九九一年五月、八十五頁）には、次のように言つ。「この章は、周穆王篇一の穆王と西極の化人との説話を、さらに後次的に展開させたものであろう。文中の『弇山』『盛姬』などの地名・人名は、明らかに『穆天子伝』をふまえたものであり、また周の穆王の時の工人（技術者）とされる優師が墨翟や班輸（公輸班）と同時代人にされているところにも、この説話の後次的な作為性が看取される」。

3 入矢義高・梅原郁両氏『東京夢華録—宋代の都市と生活—』（岩波書店、一九八三年三月、一七二頁）による。

4 梅原郁氏『夢梁録—南宋臨安繁昌記—』三（平凡社、東洋文庫六八一、二〇〇〇年十一月、三五六頁）による。

5 「玳瑁頭」は、『金史』卷六十四「后妃伝・元妃李氏」に、「一日、章宗宴宮

- 中、優人玳瑁頭者戲于前。或問「上國有何符瑞。」優曰「汝不聞鳳皇見乎。」其人曰「知之、而未聞其詳。」優曰「其飛有四、所應亦異。若嚮上飛則風雨順時、嚮下飛則五穀豐登、嚮外飛則四國來朝、嚮裏飛則加官進祿。」上笑而罷。」⁶
- 「仲尼論諫之義有五」云々は、「孔子家語」「弁政」に、「孔子曰、「忠臣之諫君、有五義焉。一曰讒諫、二曰讐諫、三曰降諫、四曰直諫、五曰風諫。唯度主而行之、吾從其風諫乎」とあるのに拠る。
- 7 「史記」卷二二六「滑稽列伝」の原文は、「二世立、又欲漆其城。優旃曰「善。主上雖無言、臣固將請之。漆城雖於百姓慘費、然佳哉。漆城蕩湯、寇來不能上。即欲就之、易為漆耳、顧難為築室。」於是二世笑之、以其故止。居無何、二世殺死、優旃憤漢、數年而卒」。⁸
- 8 「旧唐書」卷二八九「谷那律列伝」の原文は、「谷那律、魏州昌樂人也。……嘗從太宗出獵，在途遇雨，因問「油衣若為得不漏。」那律曰「能以瓦為之、必不漏矣。」意欲太宗不為畋獵。」⁹
- 9 「馬令「南唐書」卷二十五「談諧傳・申漸高」の原文は、「一日、宴于北苑、烈祖謂侍臣曰、畿甸雨、都城不雨何也、得非獄市之間違天意歟、漸高乘談諧進曰、雨懼抽稅、不敢入京、烈祖大笑、即下令除一切額外稅。」¹⁰
- 10 「晋書」卷五十三「愍懷太子列伝」の原文は、「宮中嘗夜失火、武帝登樓望之。太子時年五歲、牽帝裾入閣中。帝問其故、太子曰「暮夜倉卒、宜備非常、不宜令照見人君也。」」¹¹
- 11 「漢書」卷八十二「史丹列伝」の原文は、「丹以親密臣得侍視疾、候上間獨寢時、丹直入臥內、頓首伏青蒲上、涕泣言曰、「皇太子以適長立、積十余年、名號繁於百姓、天下莫不歸心臣子。見定陶王雅素愛辛、今者道路流言、為國生意、以為太子有動搖之議。審若此、公卿以下必以死爭、不奉詔。臣願先賜死以示群臣」。」¹²
- 13 馬令「南唐書」卷二十五「談諧傳・申漸高」の原文は、「烈祖受禪、吳朝老將唯周本為元勳。烈祖患其難制、因其勤進至金陵曲宴便殿、引鳴賜本。本疑之、旁取一卮、均酒之半、跪進曰「臣與陛下千載一遇、陛下不飲此酒、殆非君臣同德也。」烈祖變色、左右莫知所從。漸高舞袖升殿、併飲之、內金盞於懷趨出。烈祖密使親信諸漸高第賜藥解之不及。是夕、漸高脳潰而卒」。陸游「南唐書」卷十七「雜芸方士列伝・申漸高」にも見える。
- 14 「新五代史」卷三十七「敬新磨列伝・申漸高」の原文は、「莊宗好畋獵、獵于中牟、踐民田。中牟県令當馬切諫、為民請、莊宗怒、叱縣令去、將殺之。伶人敬新磨知其不可、乃率諸伶走追縣令、擒至馬前責之曰「汝為縣令、獨不知吾天子好獵邪。奈何縱民稼穡以供賦稅。何不餓汝縣民而空此地、以備吾天子之馳騁。汝罪當死。」因前請亟行刑、諸伶共唱和之、莊宗大笑、縣令乃得免去。」¹⁵
- 15 鄭文寶「南唐近事」の原文は、「元宗嗣位之初、春秋鼎盛、留心內寵、宴私擊鞠、略無虛日。常乘醉命樂工楊花飛奏【水調詞】進酒、花飛唯歌「南朝天子好風流」一句、如是者數四。上既悟、覆杯大懼、厚賜金帛、以旌敢言。上曰、「使孫・陳二主得此一句、固不当有銜璧之辱也。」翌日、罷諸饗宴、留心庶事、因閻吊楚、幾致治平。」馬令「南唐書」卷二十五「談諧傳」では王感化に作る。
- 16 閻名「錦繡萬花谷」前集卷三十七所引「幕府燕談」の原文は、「昭宗時有一弄猴、頗馴能隨伴班起居。昭宗賜以緋、號孫供奉。朱梁僭号、令此猴隨班起居、猴見全忠、徑趨跳躍奮擊、遂被殺。唐之群臣愧此猴者多矣。」元・胡一桂「十七史纂古今通要」卷十六に引く書名は「幕府燕闇錄」を作る。